

令和 6 年度介護ロボット導入支援事業補助金 事前エントリーの手引き

目次

1. はじめに	P2
2. 対象事業所	P2
3. エントリーについて	P3
【1】 エントリー期間	P3
【2】 エントリー要件	P3
【3】 エントリー制限事項	P3
【4】 エントリーに係る上限額	P4
【5】 補助対象・対象外経費	P8
【6】 見積書等を徴取する際の注意点	P11
【7】 エントリー及び補助金申請の流れ	P11
【8】 利用者登録 (ID 取得) の方法 (行政オンラインシステム)	P13
【9】 事前エントリーの入力方法	P13
4. 選定方法について	P15
(1) 選定について	P15
(2) 選定方法	P15
5. 抽選結果の公表等	P16

1. はじめに

令和 6 年度介護ロボット導入支援事業補助金については、令和 5 年度に引き続き Web による「事前エントリー制」を採用します。

また、エントリーの総額が予算額を超過した場合は、予算額の範囲内において、抽選にて事業所を選定し補助の対象としますが、今年度についても、介護ロボットを広く普及させるため、「過去の補助金交付の有無」「介護ロボットの導入履歴」など、抽選に係る優先選定事項を当該補助金交付要綱において定めます。

(詳しくは P15 「4. 選定方法について」をご確認ください。)

詳細につきましては、本書をご覧ください、エントリーをお願いいたします。

2. 対象事業所

介護保険法による指定を受け、大阪府内で介護サービスを提供する事業所
(居宅介護支援事業者、介護予防サービス事業者は除く)

<施設・居住系サービス>

- 介護老人福祉施設 ●介護老人福祉施設併設型短期入所生活介護
- 介護老人保健施設 ●介護老人保健施設併設型短期入所療養介護
- 介護老人保健施設併設型通所リハビリテーション ●介護医療院
- 介護医療院併設型短期入所療養介護 ●介護医療院併設型通所リハビリテーション
- (単独型) 短期入所生活介護 ●(単独型) 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護 ●小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護 ●認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護 ●地域密着型介護老人福祉施設
- 地域密着型介護老人福祉施設併設型短期入所生活介護

※ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は、「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合のみ対象となります。

<在宅系サービス>

- 訪問介護 ●訪問入浴介護 ●訪問看護 ●訪問リハビリテーション ●通所介護
- 通所リハビリテーション ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ●夜間対応型訪問介護
- 地域密着型通所介護 ●認知症対応型通所介護

3. エントリーについて

【1】 エントリー期間

令和6年7月3日(水) 13:00 ~ 7月26日(金) 18:00まで

【2】 エントリー要件

令和6年6月21日に実施した「介護ロボット・ICT活用支援セミナー」を受講していること。(アーカイブ視聴も可)

↓ 動画視聴される方はこちら ↓ (動画視聴期限:事前エントリー期間の終了時まで)

[大阪府介護生産性向上支援センター 相談窓口](#)

※本動画の内容(令和6年6月21日時点)から変更となった点は「【4】エントリーに係る上限額」を参照。

※エントリー入力時、「受講(視聴)日」、及び「受講(視聴)した方の氏名」を入力していただきます。

※また、セミナー受講(視聴)後、事業所内で「課題分析」を行い、導入する介護ロボットをご検討いただき、機種、台数等を決定の上、エントリーまでに「見積書」を取り寄せてください。

エントリー入力時、見積金額を元に補助対象経費の入力を行っていただきますが、見積書を徴取することなく、単に介護ロボット等のそれぞれの上限額を入力することのないようお願いいたします。(抽選結果に影響するため)

【3】 エントリー制限事項

- 1法人あたり、2事業所まで
- 1事業所あたりの計画、計画数について

・計画について

介護ロボット等の導入計画のことです。

交付申請時に提出していただく書類で、「介護ロボット」や、「見守り機器導入に伴う通信環境整備」、「その他機器等」の導入に際し、導入に至る経緯(現状、課題、解決策)や、導入後の活用計画等を記入いただくものです。

・エントリーできる計画数について

(1) 「介護ロボット」に係る導入計画は、2計画までです。ただし、以下(2)「見守り機器の導入に伴う通信環境整備」に係る導入計画も作成する場合は、「介護ロボット」は1計画までとします。

また、導入計画は、「移乗介護(装着型)」、「移乗介護(非装着型)」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り」、「コミュニケーション」、「入浴支援」、「介護業務支援」、「見守り機器の導入に伴う通信環境整備」ごとに作成し、1計画あたり1機種(製品)とする。ただし、同一機種による2計画の作成は不可とします。(例:1計画目:製品A、2計画目:製品Aは×)

介護ロボット種別ごとの定義と機器の例→[大阪府介護ロボット導入支援事業／大阪府\(おさかふ\)ホームページ \[Osaka Prefectural Government\]](#)

(2) 「見守り機器の導入に伴う通信環境整備」に係る導入計画は、1計画までとする。

なお、「Wi-Fi、インカム、介護記録ソフトウェア等」を複数導入しても1計画までとします。

(3) 「その他機器等」に係る導入計画は、1計画までとします。(「介護ロボット」の導入計画を少なくとも1つ以上または「見守り機器の導入に伴う通信環境整備」を申請する場合に申請可能)

【計画の組み合わせ例】

- 1計画 (1計画目:介護ロボット)
- 1計画 (1計画目:見守り機器導入に伴う通信環境整備)
- 2計画 (1計画目:介護ロボット、2計画目:介護ロボット)
- 2計画 (1計画目:介護ロボット、2計画目:見守り機器導入に伴う通信環境整備)
- 2計画 (1計画目:介護ロボット、2計画目:その他機器等)
- 2計画 (1計画目:見守り機器導入に伴う通信環境整備、2計画目:その他機器等)
- 3計画 (1計画目:介護ロボット、2計画目:介護ロボット、3計画目:その他機器等)
- 3計画 (1計画目:介護ロボット、2計画目:見守り機器導入に伴う通信環境整備、3計画目:その他機器等)

【4】エントリーに係る上限額



令和6年度大阪府介護ロボット導入支援事業補助金における補助金上限について、国から上限額について詳細が示されたため、令和6年6月21日(金曜日)に行った「令和6年度」介護ロボット・ICT活用支援セミナーにおいてお知らせ(予定)した内容から変更となっています。

【補助上限額】		機器1台あたり	1事業所あたり	2計画導入する場合でも、上限は500万円/事業所
介護ロボット	・移乗支援(装着型 非装着型) ・入浴支援	上限100万円	上限500万円 (A)	
	・上記以外	上限30万円		
見守り機器の導入に伴う通信環境整備		—	上限1,000万円 (B)	
その他機器等 (1台あたり税抜き30万円以上の機器)		—	上限100万円 (C)	
※1事業所あたりのエントリー上限額 = (A) + (B) + (C)			上限1,000万円	

※「介護ロボット」または「見守り機器の導入に伴う通信環境整備」と「その他機器等」と併せて申請される場合についても、1事業所あたりの上限は、1,000万円になります。

ただし、本補助金と併せて令和6年度大阪府ICT導入事業補助金を交付申請する場合は、それぞれの交付申請の合計額は1,000万円を上限とします。その場合、以下にご留意ください。

●ICT導入支援事業と介護ロボット導入支援事業で申請内容が重複していないこと。
(例:Wi-Fiやインカムなどの通信環境整備など)

●ICTは事業所毎の職員数により、100万円から260万円の範囲でエントリーができるところですが、「ICT導入支援事業の交付申請額+介護ロボット導入支援事業の交付申請額=1000万円」が上限になりますので、事前エントリーの抽選後、ICT導入支援事業と介護ロボット導入支援事業を併せて交付申請する場合は、1事業所あたりの交付申請額の合計が1000万円以内になるように調整していただきます。

【計画の組み合わせ例毎の1事業所あたりの上限額】

いずれも、補助対象外経費、及び消費税は除く。なお補助率は3/4で計算し、千円未満切捨てしたもの

●1計画(1計画目:介護ロボット)→上限500万円/事業所

例)介護ロボットの「見守り機器」を1計画エントリーする場合

計画1 見守り @ 100,000円 × 50台 × 3/4 = 3,750,000円 ≦ 5,000,000円

合計エントリー額 3,750,000円 ≦ 5,000,000円

500万円を超える場合は、500万円が上限となりますので、500万円でエントリーしてください。

●1計画(1計画目:見守り機器導入に伴う通信環境整備)→上限1,000万円/事業所

例)見守り機器導入に伴う通信環境整備の1計画エントリーする場合

計画1 通信環境整備 @ 3,500,000円 × 1式 × 3/4 = 2,625,000円 ≦ 10,000,000円

合計エントリー額 2,625,000円 ≦ 10,000,000円

1,000万円を超える場合は、1,000万円が上限となりますので、1,000万円でエントリーしてください。

●2計画(1計画目:介護ロボット、2計画目:介護ロボット)→上限500万円/事業所

例1)介護ロボットの「見守り機器」と、「移乗介護機器」の2計画エントリーする場合

計画1 見守り機器 @ 80,000円 × 60台 × 3/4 = 3,600,000円 ≦ 5,000,000円

計画2 移乗介護機器 @ 300,000円 × 3台 × 3/4 = 675,000円 ≦ 5,000,000円

合計エントリー額 4,275,000円 ≦ 5,000,000円

例2)介護ロボットの「見守り機器」と、「移乗介護機器」の2計画エントリーする場合

計画1 見守り機器 @ 80,000円 × 60台 × 3/4 = 3,600,000円 ≦ 5,000,000円

1,400,000円

計画2 移乗介護機器 @ 1,000,000円 × 4台 × 3/4 = ~~3,000,000~~ ≦ 5,000,000円

合計エントリー額 5,000,000円 ≦ 5,000,000円

2計画で500万円を超える場合は、500万円が上限となりますので、計画内での補助額を調整して、補助額が500万円になるようにエントリーしてください。

●2計画(1計画目:介護ロボット、2計画目:見守り機器導入に伴う通信環境整備)

→上限 1000 万円/事業所

例 1) 介護ロボットの「見守り機器」と「見守り機器導入に伴う通信環境整備」の2計画エントリーする場合

計画 1	見守り	@ 80,000 円 × 60 台 × 3/4 = 3,600,000 円	≦ 5,000,000 円
計画 2	通信環境整備	@ 3,500,000 円 × 1 式 × 3/4 = 2,625,000 円	≦ 10,000,000 円
合計エントリー額			6,225,000 円 ≦ 10,000,000 円

例 2) 介護ロボットの「見守り機器」と「見守り機器導入に伴う通信環境整備」の2計画エントリーする場合

計画 1	見守り	@ 80,000 円 × 60 台 × 3/4 = 3,600,000 円	≦ 5,000,000 円
			6,400,000 円
計画 2	通信環境整備	@ 9,000,000 円 × 1 式 × 3/4 = 6,750,000	≦ 10,000,000 円
合計エントリー額			10,000,000 円 ≦ 10,000,000 円

介護ロボットで上限 500 万円、通信環境整備で上限 1,000 万円になるため、合計で 1,000 万円を超える場合は、計画内での補助額を調整して、補助額が 1,000 万円になるようにエントリーしてください。

例 3) 介護ロボットの「見守り機器」と「見守り機器導入に伴う通信環境整備」の2計画エントリーする場合

			5,000,000 円
計画 1	見守り	@ 80,000 円 × 100 台 × 3/4 = 6,000,000	≧ 5,000,000 円
			5,000,000 円
計画 2	通信環境整備	@ 9,000,000 円 × 1 式 × 3/4 = 6,750,000	≦ 10,000,000 円
合計エントリー額			10,000,000 円 ≦ 10,000,000 円

介護ロボットで上限 500 万円、通信環境整備で上限 1,000 万円になるため、合計で 1,000 万円を超える場合は、計画内での補助額を調整して、補助額が 1,000 万円になるようにエントリーしてください。

●2計画(1計画目:介護ロボット、2計画目:その他機器等) → 上限 600 万円/事業所

例 1) 介護ロボットの「見守り機器」と「その他機器等」の 2 計画エントリーする場合

計画 1	見守り	@ 80,000 円 × 60 台 × 3/4 = 3,600,000 円	≦ 5,000,000 円
計画 2	その他機器等	@ 700,000 円 × 1 式 × 3/4 = 525,000 円	≦ 1,000,000 円
合計エントリー額			4,125,000 円 ≦ 6,000,000 円

●2計画(1計画目:見守り機器導入に伴う通信環境整備、2計画目:その他機器等)

→ 上限 1000 万円/事業所

例) 「見守り機器導入に伴う通信環境整備」と「その他機器等」の 2 計画エントリーする場合

計画 1	通信環境整備	@ 3,500,000 円 × 1 式 × 3/4 = 2,625,000 円	≦ 10,000,000 円
			1,000,000 円
計画 2	その他機器等	@ 450,000 円 × 3 台 × 3/4 = 1,012,500	≦ 1,000,000 円
合計エントリー額			3,625,000 円 ≦ 10,000,000 円

2 計画で 1,000 万円を超える場合は、1,000 万円が上限となりますので、計画内での補助額を調整して、補助額が 1,000 万円になるようにエントリーしてください。

●3計画(1計画目:介護ロボット、2計画目:介護ロボット、3計画目:その他機器等)

→上限 600 万円/事業所

例 1) 介護ロボットの「見守り機器」と「移乗介護機器」と「その他機器等」の 3 計画エントリーする場合

計画 1 見守り @ 80,000 円 × 60 台 × 3/4 = **3,600,000 円** ≦ 5,000,000 円
1,400,000 円

計画 2 移乗介護機器 @ 300,000 円 × 16 台 × 3/4 = ~~3,600,000~~ ≦ 5,000,000 円

計画 3 その他機器等 @ 700,000 円 × 1 式 × 3/4 = **525,000 円** ≦ 1,000,000 円

合計エントリー額 **5,525,000 円** ≦ 6,000,000 円

介護ロボット 2 計画で上限 500 万円、その他機器等で上限 100 万円になるため、合計で 600 万円を超える場合は、計画内での補助額を調整して、補助額が 600 万円になるようにエントリーしてください。

●3計画(1計画目:介護ロボット、2計画目:見守り機器導入に伴う通信環境整備、3計画目:その他機器等)

→上限 1000 万円/事業所

例 1) 介護ロボットの「見守り機器」と「見守り機器導入に伴う通信環境整備」と「その他機器等」の

3 計画エントリーする場合

計画 1 見守り @ 80,000 円 × 60 台 × 3/4 = 3,600,000 円 ≦ 5,000,000 円

計画 2 通信環境整備 @ 3,500,000 円 × 1 式 × 3/4 = 2,625,000 円 ≦ 10,000,000 円

計画 3 その他機器等 @ 700,000 円 × 1 台 × 3/4 = 525,000 円 ≦ 1,000,000 円

合計エントリー額 **6,750,000 円** ≦ 10,000,000 円

例 2) 介護ロボットの「見守り機器」と「見守り機器導入に伴う通信環境整備」と「その他機器等」の

3 計画エントリーする場合

5,000,000 円

計画 1 見守り @ 80,000 円 × 90 台 × 3/4 = ~~5,400,000~~ 円 ≧ 5,000,000 円

4,475,000 円

計画 2 通信環境整備 @ 7,000,000 円 × 1 式 × 3/4 = ~~5,250,000~~ 円 ≦ 10,000,000 円

計画 3 その他機器等 @ 700,000 円 × 1 台 × 3/4 = **525,000 円** ≦ 1,000,000 円

合計エントリー額 **10,000,000 円** ≦ 10,000,000 円

「介護ロボット」1 計画で上限 500 万円、「見守り導入に伴う通信環境整備機器」1 計画で上限 1,000 万円、「その他機器等」で上限 100 万円とそれぞれで上限がありますが、合計で 1,000 万円を超える場合は、計画内での補助額を調整して、補助額が 1,000 万円になるようにエントリーしてください。

【5】補助対象・対象外経費

以下の他にも、**確認が必要になるものもあります**ので、判断に困る部分がありましたら、お問い合わせください。

補助対象経費は**令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の経費**（消費税及び地方消費税を除く。）としますが、**購入、リース等の契約日、支払日及び導入日は1月31日（金）までとしてください**。なお、年払いの場合は、契約日から起算して1年間の年払いも対象とします。（交付申請日以前の経費も対象です。）

（例1）1月分請求書（1月31日支払）、2月月分請求書（2月28日支払）、3月分請求書（3月31日支払）の場合

→1月分請求書（1月31日支払）**のみ**が補助対象となります。

（例2）1、2、3月分請求書（1月31日支払）の場合

→**全て**補助対象となります。

（例3）令和6年4月～令和7年3月（年払い等）の場合

→1月31日までに支払われたものが補助対象となります。

	対象経費	対象外経費
介護ロボット	介護ロボットの購入・リース費用 （令和7年3月31日までにかかる経費） ※ 最小限の機能を有する「まとまり」をもって1台（セット）とします。 （なくても動作するものは対象外）	<ul style="list-style-type: none"> * 初期設定費 * 保険料・保守・サポート費用 * メンテナンスに係る経費 * 運搬費、送料 * 設置工事費 （通信環境整備のための費用であれば対象） * インターネット回線使用料等の通信に係る経費 * タブレット、スマートフォン、パソコン、モニター等の介護ロボット機器とは異なる機器 * 消費税及び地方消費税 * 見守り機器のシステム管理サーバー

	対象経費	対象外経費
見守り機器の導入に伴う通信環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ●Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> * 配線工事 (Wi-Fi 環境整備のために必要な優先 LAN の設備工事も含む) * モデム・ルーター * アクセスポイント * 見守り機器のシステム管理サーバー * ネットワーク構築等 ●職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど、効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム (デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む) ●介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録確認システム連動させるために必要な経費 (介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア (既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む)、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等) 	<ul style="list-style-type: none"> * 保険料・保守・サポート費用 * メンテナンスに係る経費 * インターネット回線使用料等の通信に係る経費 * タブレット、スマートフォン、パソコン、モニター等 * ルーター等を整理・格納するキャビネットや、収納 BOX 等 * インカム等の子機ケース等 * 修繕費 * 消費税及び地方消費税 * 予備の見守り機器の固定金具や、機器等 * 通信環境を整備するにあたり、無くても動作するもの

	対象経費	対象外経費
その他機器等	<p>今年度、介護ロボットまたは見守り機器導入に伴う通信環境整備を交付申請する場合にのみ、申請可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等につながる業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると、大阪府が判断した1台あたり税抜き 30 万円以上の機器で、介護ロボットに該当しない、以下の機器。 <ul style="list-style-type: none"> * 移乗や移動を支援する機器 (床走行式リフト等) * 介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器 (一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車等) * 見守りや介護業務を支援する機器・システム (バイタル情報等を基に職員へ通知を行うシステム等) * 入浴を支援する機器 (特殊浴槽等) 	<ul style="list-style-type: none"> * 1台あたり税抜き 30 万円以下の機器 * 消費税及び地方消費税 * 修繕費 * 設置工事のための経費 * 初期設定費 * 保険料・保守・サポート費用 * メンテナンスに係る経費 * 運搬費、送料 * タブレット、スマートフォン、パソコン、モニター等の介護ロボット機器とは異なる機器 * 見守り機器のシステム管理サーバー

「介護ロボット」「見守り機器の導入に伴う通信環境整備」「その他機器等」ともに、
下記は対象外です。

- * 他の補助金・助成金・交付金が充当されている事業に対する費用
- * 寄附金その他の収入により賄われる費用
- * その他補助対象として適当とは認められない費用

【その他問い合わせの多いものについて】

①訪問系の事業所（訪問介護・訪問看護・訪問リハビリテーション等）は、以下は対象外です。

- Wi-Fi等の通信環境整備・・・見守り支援機器の導入に伴う通信環境整備のため
- 入浴支援、移乗介護（非装着型）等のうち、訪問時に持っていけない介護ロボット
- 以下施設等のみで、介護ロボット等を設置、使用する場合

- *「養護老人ホーム」
- *「軽費老人ホーム」
- *「有料老人ホーム」
- *「サービス付き高齢者向け住宅」

②通信環境整備において、老朽化した「ナースコール」の購入（入替）は補助対象外です。

③ 見守り機器において、踏んだり触ったりすることで、ブザー（報知）が鳴るだけのものは、「感知と動作」のみで「判断」がないため対象外とします。また、動力がなく、手動で空気圧をコントロールするもの、人工筋肉、てこの原理を利用するだけのものも介護ロボットとしては対象外です。

⑤ 防犯を目的とした「監視カメラ」は対象外です。

⑥ 体位変換機器は「見守り」の定義と一致しないため、介護ロボットとしては対象外です。

【介護ロボット参考情報】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

（介護ロボットポータルサイト） <https://robotcare.jp/jp/home/index>

※「I 目的要件」①～⑥の機器ごとの定義）を確認してください。

また、どのような機器があるかは下記のホームページをご覧ください。

・経済産業省「ロボット介護機器開発・導入促進事業」で採択されたロボット

（介護ロボットポータルサイト） https://robotcare.jp/data/news/products_list.pdf

・公益財団法人テクノエイド協会「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」

<http://www.techno-aids.or.jp/robot/jigyo.shtml>

【6】見積書等を徴取する際の注意点

- 補助対象経費は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の経費（消費税及び地方消費税を除く。）としますが、購入、リース等の契約日、支払日及び導入日は1月31日（金）までとしてください。なお、年払いの場合は、契約日から起算して1年間の年払いも対象とします。（交付申請日以前の経費も対象です。）詳細は、P8「【5】補助対象・対象外経費」参照。

- 本補助事業に係る経費について、国から補助についての考え方が示されたため、以下にご留意いただき、対象経費の積算をお願いいたします。（ただし令和7年1月31日までに支払われたもの）

<ul style="list-style-type: none">・使用権の期限がないもの……全額・支払いが月額払いのもの……当該年度分・支払いが年額払いのもの……1年分・複数年の使用権契約のもの……契約年数を按分して1年分
--

- 「一式」表示している見積書の場合、内容が確認できず、補助対象外経費の有無を確認することができませんので、一式の詳細がわかるように見積の明細等を提出いただくようお願いします。

- 交付申請時に提出いただく見積書において、「値引き」が行われている場合がありますが、補助対象外の項目が含まれている場合、どこに値引きがかかるか分からず、補助対象経費を求めるのが難しくなります。したがって、見積書上どの項目に対し、値引きが発生したかを明確にするか、もしくは見積書上の各項目の金額を値引き反映後の金額で記載するようお願いします。

- 機器等を職員個人（法人役員等を含む）のクレジットカードで支払い、ポイントが付与される場合は、実質「値引き」に当たるため、控除が必要となる場合があります。

（交付決定額後に控除が必要と判明した場合は、交付決定額の減額を行う可能性があります。）

よって、極力、クレジットカード払いによりポイントがつくような購入は避けてください。

なお、ネットショッピングの場合等で、クレジットカード払い以外の方法でポイントが付与された場合も同様です。ただし、やむを得ずクレジットカードで支払う場合や、ネットショッピングで購入し、サイト内でポイントが付与され、控除が必要な場合は、各種ポイント相当額を、「寄附金その他収入額」に計上し、対象経費の実支出額から控除してください。

また、支払時に付与されたポイントを使用する予定がない場合であっても、「寄附金その他収入額」に計上してください。

- メーカー、型番、仕様が全く同じなのに、価格差が大きく異なる事例が見受けられます。

発注する数量によって、単価に差が生じることもありますが、申請額の単価が適正でない場合等は、別途、「申立書」等の書類をご提出いただく場合があります。

なお、「社会福祉法人」あてには、厚生労働省から以下の通知文＜社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（平成29年3月29日付 老高発0329第3号）＞が発出されていますのでご注意ください。

必ず複数業者から見積を徴取し（金額によっては入札）、より経済的な見積の業者を選択の上、適正な価格で申請（エントリー）をお願いします。（交付申請時に複数業者からの見積書の添付は必要ありませんが、提出をお願いすることもありますので、法人で保管をお願いします。）

(抜粋)

「価格による随意契約は、3社以上の業者から見積りを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。

ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2社以上の業者からの見積りで差し支えないこと。」

- ・工事又は製造の請負 : 250 万円
- ・食料品・物品等の買入れ : 160 万円
- ・上記に掲げるもの以外 : 100 万円

【7】エントリー及び補助金申請の流れ

① 法人内の「介護ロボット補助金担当者=エントリー担当者」を1人決定

② エントリーする事業所を選定 (同一法人で2事業所まで)

エントリーを希望する事業所が

●セミナーを受講しているか。(「【2】エントリー要件」を満たしているか)

●補助金の交付を受けたことがあるか

(ホームページ内の Excel「補助事業所一覧」で、過去(H30~R5)の補助実績を

事業所番号 で検索し、補助歴の有無を確認してください。)

●過去にいずれかの介護ロボットを導入しているか (自己負担で導入したものを含む)を確認し、法人内での優先順位をつけてください。

(例) 1位:A事業所(セミナー受講済、補助歴なし、介護ロボット未導入)
2位:B事業所(セミナー受講済、補助歴あり、介護ロボット既導入)

③ 補助対象経費の確認

(必ず見積書を徴取の上、補助対象外経費が含まれていないか「【5】補助対象・対象外経費」または「Q&A」で確認してください。判断に困った場合は、お問合せください。

※補助対象外経費及び消費税を除いた額の入力が必要です。

④ 下記 URL から事前エントリーを行う。(抽選は申込番号で行うため、お控えください。)

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/766e4b6b-adb1-4388-8b6a-1282ad32550b/start>

エントリー内容によっては、確認し、差し戻しさせていただく場合があります。

⑤抽選後(抽選方法については、P15「4.選定方法について」参照)、HP上に結果を公表します。

(公表については、P16「5.抽選結果の公表等」参照)

⑥交付申請対象事業所は、「交付申請等の手引き」に従い、期日までに大阪府あて交付申請を行ってください。

【8】利用者登録(ID取得)の方法(行政オンラインシステム)

ホームページ上の URL(法人(担当者)登録はこちら)([ホーム | 大阪府行政オンラインシステム\(task-asp.net\)](#))をクリックし、「大阪府行政オンラインシステム」を開きます。

初めて行政オンラインシステムを利用する場合は、

画面右上の「新規登録」をクリックし、「事業者として登録する」を選択の上、「利用規約に同意します」にチェックを入れ、「利用者の登録を開始する」をクリックしてください。

- ① メールアドレスの登録(必須) ※入力したメールアドレスは、利用者 ID となります。
登録後、入力したメールアドレスに登録用の認証コードを記載したメールが届きますので、「認証コード」を入力して、「認証コードを確認する」をクリックしてください。
※迷惑メール対策設定をしている場合は、メールが届かない場合がありますので、「@gbox.pref.osaka.lg.jp」ドメインからのメールが受信できるように設定してください。
- ② パスワードは、以下の条件を2つ以上満たす8文字以上の半角文字列を入力してください。
(必須)
 - 1) 英字(大文字)
 - 2) 英字(小文字)
 - 3) 数字
 - 4) 記号
- ③ 「必須」となっている箇所のみ入力してください。
なお、「法人名/事業者名」欄は「法人名」のみ入力してください。
※施設・事業所名ではありません。
- ④ 入力が完了したら、「入力内容を確認する」をクリックし、入力内容に誤りがないかチェックの上、「登録する」をクリックし、最後に「OK」をクリック。
なお、パスワードがわからなくなった場合、当課で確認することはできません。ログイン画面の「パスワードを忘れた方はこちら」から、パスワードの再設定手続きを行ってください。

【9】事前エントリーの入力方法

- ① ホームページ上の「エントリー入力画面はこちら」の URL をクリック。
- ② 「大阪府行政オンラインシステム」の画面、右上にある「ログイン」をクリック。
- ③ 「申請できる手続き一覧」の「事業者向け手続き」を選択。
- ④ 「キーワード検索」で「ロボット」と入力。
- ⑤ 「検索」ボタンをクリックして、「介護ロボット導入支援事業補助金交付にかかる事前エントリー」を選択。
- ⑥ 「次へ進む」をクリック。
- ⑦ 事業所ごとに、計画数分、入力し、最後に事業所の申請金額の確認が出てくるので、誤りがなければ、「この金額でエントリーする」を選択して、「次へ進む」をクリック。
- ⑧ 「申請内容の確認」画面が表示されるので、エントリー内容を確認し、修正がなければ「申請する」をクリック。修正がある場合は、画面右端の「修正する」ボタンをクリックして修正。
- ⑨ 「申請してよろしいですか」とポップアップ画面が出てくるので「OK」をクリック。
- ⑩ 申請の完了画面になり、8桁の申込番号(事業所毎)が表示(付与)される。
(この申込番号により抽選結果の公表を行いますので、管理をお願いいたします。)

① 2事業所目の入力は、「ホームに戻る」をクリックして、上記③から進めてください。

A. 申請した内容を確認する場合

- ① システムのトップ画面にある「マイページ」の「もっと見る」をクリック。
- ② 「利用者メニュー」のうち、申請履歴一覧・検索 を選択
- ③ 申込番号や申請状況が確認できる。(2事業所エントリーすると、申込番号は2つ)

B. エントリーした内容を取下げの場合 (1事業所すべてが取下げになります)

- ① Aの①～③まで進み、取下げを行う申請をクリック
- ② 「申請内容照会」画面の最下部にある この申請を取下げる をクリック
- ③ OK をクリック

C. 申請内容を修正(変更)する場合

申請したデータを「修正」することはできません。一旦、エントリーの取下げを行い、取下げた申請を修正して、新たに申請してください。(この場合、申込番号は変わります。)

- ① Bの①～③まで進み、取下げした申請をクリック
- ② 「申請内容照会」画面の最下部にある 申請内容を使用して新しく申請する をクリック
- ③ 次へ進む をクリック
- ④ 取下げた内容が申請内容に残っているので、修正して再度申請を行う。

【注意】 *****

修正が必要な申請をエントリーした(残した)まま、新たに同じ内容で申請(重複エントリー)することは絶対にしないでください。

府で審査し、

- エントリーが重複している (法人や事業所の複数の担当者からエントリーしている)
- 「補助施設一覧」で補助金の交付を受けた実績があるにもかかわらず、「補助金を受けたことがない」を選択している
- エントリー金額が補助上限額を超過している
- 1法人で3事業所以上エントリーしている
- 金額の桁誤り

等がある場合、差戻し、却下等する場合があります。差戻し、却下についてはメールまたは電話でお知らせしますので、どの状態なのかを「行政オンラインシステム」で確認してください。

差戻しの場合は、「修正」して再申請することが可能ですが、必ずしも差戻しを行うとは限りませんので、法人で誤りがないか十分に確認を行ってください。

何もなければ審査完了となっています。

その他システムで不明な点がある場合は、行政オンラインシステムページ上部の「よくあるご質問」を参照ください。

4. 選定方法について

(1) 選定について

エントリー期間終了後、データ等の確認(重複の有無等)を行い、

- エントリーの総額が府の予算額(626,926千円)の範囲内の場合
エントリーした事業所のすべてを交付申請の対象とします。
- エントリーの総額が府の予算額を超過した場合
以下(2)選定方法により選定します。

(2) 選定方法

補助の対象を選定するにあたっては、以下のいずれかの条件を満たす介護事業所とし、ア・イ・ウの順に優先して選定することとします。

- ア 過去に大阪府補助金の交付を受けたことがなく、介護ロボットを導入していない介護事業所
- イ 過去に大阪府補助金の交付を受けたことはないが、自己負担等でいずれかの介護ロボットを導入したことがある介護事業所
- ウ 過去に大阪府補助金の交付を受け介護ロボットを導入した介護事業所。ただし、知事が認めた介護事業所。

※大阪府補助金とは「平成28年～令和4年度 大阪府介護ロボット導入活用支援事業」及び「令和5年度 大阪府介護ロボット導入支援事業」をいう。

【選定にかかる抽選】

エントリーの総額が予算額を超過した場合は、以下①から⑥の項目ごとに順に選定し、予算額を超過した項目において抽選を行う。

- ①上記アの条件を満たし、法人内順位が1位の介護事業所
- ②上記アの条件を満たし、法人内順位が2位の介護事業所
- ③上記イの条件を満たし、法人内順位が1位の介護事業所
- ④上記イの条件を満たし、法人内順位が2位の介護事業所
- ⑤上記ウの条件を満たし、法人内順位が1位の介護事業所
- ⑥上記ウの条件を満たし、法人内順位が2位の介護事業所

5. 抽選結果の公表等

抽選結果は7月31日に、府のホームページに下記[掲載例]のとおり、事業所ごとの申込番号を優先順位順に掲載し、予算の範囲内までの順位をお知らせします。(エントリー時に入力されたメールアドレスあて、掲載のお知らせをメールで送信します。)

法人担当者は各事業所の申込番号を検索し、掲載されている事業所について交付申請書類を作成し、提出してください。(2事業所とも該当する場合は、事業所ごとに交付申請書を作成してください。)

選定外の法人におかれましては、交付申請いただけませんが、今回通過した法人の申請辞退や申請書類の審査結果により、追加申請をいただける場合がございますので、事前エントリーの際に作成された資料等は保存しておいてください。

※ただし、交付申請額は、エントリー時の金額を上回ることはできませんのでご注意ください。

[掲載例] エクセル表

順位	申込番号 ▼
1	*****
2	*****
3	*****
...	
250	*****

優先順位の抽選結果はこのように掲載します。
法人担当者は各事業所の順位を確認してください。
【検索方法】
この行に「フィルタ」をかけますので、「申込番号」の「▼」をクリックし、検索欄に事業所の申込番号を入力し **Enter** を押して順位を確認してください。

「抽選の結果、優先順位1位から〇位までの事業所が予算の範囲内です。法人担当者は〇位までの事業所の交付申請を取りまとめて、8月●日までに府の担当者あて郵送してください。

なお、交付申請書類受付期間内【令和6年8月下旬(別途案内)】に

● 交付申請のExcelデータを、「大阪府介護ロボット導入支援事業専用アドレス」あて、メールで送信

● 交付申請書類一式を、府の担当者あて郵送

してください。(詳しくは、ホームページ掲載の「交付申請等の手引き」をご参照ください。)

「交付決定通知」は10月中に法人担当者あて郵送します。(補助対象外の場合は「不交付決定通知」)をお送りします。

また、交付決定は「法人あて」に行います。1法人で2事業所の交付申請があった場合、事業所ごとに交付決定するのではなく、2事業所まとめて1件の交付決定となりますのでご承知おきください。

なお、結果の公表後、事業の中止、1月31日に納品が間に合わない等で、補助金対象外となった場合等、予算に残額が生じる場合は、優先順位順に、法人担当者あて交付申請書類の提出を依頼します。